**負担限度額認定申請に係る必要書類**

**１　適用要件**

【所得要件】

・市町村民税非課税世帯

・住民票上別世帯であっても、配偶者がいる場合は、配偶者が非課税であること

【資産要件】

・預貯金等の資産の合計が一定の金額以下であること

　　第１段階　：単身　　１，０００万円以下

　　　　　　　　夫婦　　合計額が２，０００万円以下

　　第２段階　：単身　　６５０万円以下

　　　　　　　　夫婦　　合計額が１，６５０万円以下

第３段階①：単身　　５５０万円以下

　　　　　　　　夫婦　　合計額が１，５５０万円以下

第３段階②：単身　　５００万円以下

　　　　　　　　夫婦　　合計額が１，５００万円以下

※第２号被保険者は従来通り単身１，０００万円、夫婦２，０００万円

**２　申請に必要なもの**

（１）申請書

（２）同意書（申請書裏面）

（３）預貯金等の資産の額が分かる書類

（４）・本人の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類（個人番号カード、個人番号通知カード等）

・申請者の身元確認書類（個人番号カード、運転免許証等）

**３　それぞれの書類の注意点**

（１）申請書

　　①本人、配偶者共に個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

　　あわせて個人番号と申請者の身元の確認が必要となりますので、上記「２申請に必要なもの

　　にある（４）をお持ちください。郵送の場合、写しを同封してください。

注：ただし、申請者が自身の個人番号が分からない場合や遠方にお住まいのご家族による代理申請のため個人番号確認書類の提示が困難な場合などで、個人番号の記載ができない場合でも、その他の記載内容に問題がなければ申請書は受理いたします。

②申請書や添付書類の内容について、問い合わせする場合がありますので、連絡先の電話番号は日中連絡の取れる番号を記入してください。

　　③配偶者については、住民票上世帯が異なる場合や事実上婚姻関係にある場合を含みます。

　　④預貯金等の範囲については、裏面「（３）預貯金等の資産の額が分かる書類」で確認してください。

　　　※負債の額は預貯金等の資産の合計額から差し引いたうえで判定します。

　⑤配偶者がいる場合の預貯金等の額は、夫婦の合計額を記入してください。

⑥下段の「申請者氏名、住所」等の欄については、被保険者本人以外が申請書を提出する場合は必ず記入してください。

　　　記入例：施設職員、ケアマネージャー等の場合

　　　　　　　「申請者住所」欄　　施設住所及び施設名

　　　　　　　「本人との関係」欄　施設職員、ケアマネージャー等

　　　※本人申請で本人が問い合わせに対応できる場合は、この欄への記入は不要です。

　　⑦最後に記入漏れがないかを確認してください。

（２）同意書（申請書裏面）

　　①本人及び配偶者が自己申告した預貯金等の額について、保険者（木更津市）が銀行等に照会することへの同意書の提出が法律で定められましたので、必ず記入してください。

　　②配偶者については、住民票上世帯が異なる場合や事実上婚姻関係にある場合を含みます。

（３）預貯金等の資産の額が分かる書類

|  |  |
| --- | --- |
| 預貯金等の資産に含まれるもの | 添付する書類 |
| 預貯金（普通・定期） | 通帳の写し※全ての預貯金が対象です。※配偶者がいる場合は、配偶者分も含まれます。 |
| 有価証券（株式・国債など） | 証券会社や銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可） |
| 金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属 | 購入先の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可） |
| 投資信託 | 銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可） |
| 現金 | （添付書類はありません） |
| 負債（借入金・住宅ローン等）※個人名義の負債であっても、営む業務に係るものは対象となりません。 | 借用書等、現在の負債額が分かる書類の写し |

　　　※**通帳の写しは、次の２点が分かる部分を添付してください。**

**①銀行等の名称、支店、口座番号、名義の分かる部分**

**②申請日の２か月前から最終残高までが記載された部分**

※インターネットバンク等を利用している場合は、ウェブサイトのページの写しの

　添付でも可能です。

※「預貯金等の資産」に含まれないもの

・生命保険、自動車、腕時計、宝石など（時価評価額の把握が困難なもの）

・絵画、骨董品、家財など

**４　その他**

（１）夫婦ともに申請する場合は、それぞれ申請書類一式を提出してください。

（２）申請後に世帯状況や所得状況が変更になり、適用要件を満たさなくなった場合はご連絡ください。